

2019文議第192号  
令和元年6月7日

文京区議会議員 殿

文京区議会議長  
海老澤 敬子

請 願 の 付 託 に つ い て

今般受理した請願については、別紙のとおりそれぞれ  
所管委員会に付託いたします。

## 委員会別付託請願一覧

委員会	受理番号	件名
総務区民 (4件)	第1号	場外馬券売り場(後樂園オフト)の撤去を求める請願
	第2号	消費税率10%への増税中止を求める請願
	第3号	丸山穂高議員に対する議員辞職勧告決議を提出し本会議採決するよう、文京区議会から国会に要望書の提出を求める請願
	第4号	文京シビックセンター駐車場条例施行規則の改正を求める請願
建設 (3件)	第5号	建築紛争の予防と調整に関する請願
	第6号	ワンルームマンション条例の見直しに関する請願
	第7号	「みどりの保護条例」「緑の基本計画」の抜本的見直しについての請願
議会運営 (2件)	第8号	議員選出の監査委員の廃止に向けた検討を求める請願
	第9号	議員選出監査委員の廃止を巡るメリット・デメリットについて区民への情報提供と情報共有を求める請願

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年6月5日 第1号
件 名	場外馬券売り場(後楽園オフト)の撤去を求める請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目 15 番 12 号 新日本婦人の会文京支部 代表 榎 戸 忠 子
紹 介 議 員	板 倉 美 千 代
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

## 請願理由

文京区は、東京都への後樂園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育の町に競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

文京区は、今、子育てしやすい町として、子どもの教育や安全な環境を求めて、若い世代の人口が増えています。場外馬券売り場(後樂園オフト)では大井競馬場を中心に南関東公営競馬すべての馬券を販売しているため大変な混雑で、ギャンブル場特有の雰囲気です。

「文の京」の教育と文化、安全で安心なまちづくりにも逆行するものです。ギャンブル施設からの収益を、区の財源としてあてにすることなく、ギャンブル関連施設の設置に反対し、ぜひ撤去の意思表示をしてください。

ギャンブル施設を含む IR 建設に、各地で「ギャンブル施設からの税収増は反対」の声が上がっています。

2017 年 9 月の厚生労働省の研究班発表によると「問題は日本のギャンブル依存症の比率が他国と比較して、異常に高いことです」、と言っています。

さらにそのまわりで精神・物理的被害を受けている人は数倍にも及ぶといえます。

場外馬券売り場を撤去してこそ、「文の京」の名に恥じない文京区になります。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださるよう請願致します。

## 請願事項

- 1 場外馬券売り場(後樂園オフト)を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年6月5日 第2号
件 名	消費税率10%への増税中止を求める請願
請 願 者	文京区千石二丁目1番12号 消費税をなくす文京の会 代表 田 中 繁
紹介議員	板 倉 美 千 代
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

## 請願理由

10月からの消費税増税に対して、生活や商売への不安が日々高まっています。「こんな経済情勢で増税を強行していいのか」という声は、消費税増税に賛成する人たちの中からも上がるようになっていきます。

前回の消費税率8%への増税を契機に、実質家計消費は年25万円も落ち込み、労働者の実質賃金も年10万円も低下してしまいました。内閣府が発表した景気動向指数が6年2カ月ぶりに「悪化」となるなど、政府自身も景気悪化の可能性を認めざるを得なくなっています。

1989年の税率3%で創設された時は「バブル経済」のさなかであり、1997年の5%への増税も、2014年の8%への増税も、政府の景気判断は「回復」でした。それでも、消費税増税は深刻な消費不況を招きました。今回は、景気後退の局面で5兆円に近い大增税を強行しようとしているのです。これほど無謀な増税があるのでしょうか。

米中の「貿易戦争」も深刻化しており、IMF（国際通貨基金）やOECD（経済協力開発機構）なども世界経済の減速や失速を警告しています。そんな中でも、安倍政権は大增税で家計を痛めつけようとしています。「安倍首相は年内に消費税率を引き上げ、景気を悪化させると固く心に決めているように見える」（ウォール・ストリート・ジャーナル4月4日付）とやゆされるほどです。

政権与党の中からも動揺が生まれています。自民党の萩生田光一幹事長代行は、7月1日に発表される「日銀短観」が示す景況感次第で「増税の延期もありうる」と述べました。7月以降でも、消費税増税の中止は可能なことを政権与党の幹部も認めているのです。



応能負担原則に則った税制を確立し、消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制を正すべきです。軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計を温める経済政策をとるべきです。そうすれば、社会保障制度の拡充も、財政再建の道も開かれます。

私たちは、住民の暮らし、地域経済に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求めます。

以上の趣旨から次の事項について請願いたします。

## 請願事項

- 1 10月からの消費税率10%への引き上げを中止するよう国に求めること。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和元年6月5日 第3号
件 名	丸山穂高議員に対する議員辞職勧告決議を提出し 本会議採決するよう、文京区議会から国会に要望書 の提出を求める請願
請 願 者	文京区  
紹介議員	宮 野 ゆ み こ      沢 田 け い じ 上 田 ゆ き こ      板 倉 美 千 代
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

## 請願理由

2019年5月11日、元日本維新の会の丸山穂高衆議院議員が、北方四島ビザなし交流の訪問団の一員として同行し、北方四島の返還に関して「戦争しないと、どうしようもありませんか。」「戦争でこの島を取り返すのは賛成ですか。反対ですか。」と訪問団の団長に発言していた。この言動は憲法9条戦争放棄を掲げる日本において、国会議員としての資質を欠くものであります。

よって以下のことを強く求めます。

## 請願事項

- 1 丸山穂高議員に対する議員辞職勧告決議を提出し本会議採決するよう、文京区議会から国会に要望書を提出してください。



## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年6月5日 第4号
件 名	文京シビックセンター駐車場条例施行規則の改正を 求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 文京区において真の「協働・協治」を実現する会 代表 屋 和 田 珠 里
紹 介 議 員	沢 田 け い じ 板 倉 美 千 代
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

## 請願理由

文京シビックセンター駐車場の使用料については、「文京シビックセンター駐車場条例施行規則」の第六条第一項第一号(\*1)において、「区議会議員の職にある者 年額二万五千元」となっていますが、「文の京」自治基本条例等を読んでも、「区議会議員の職にある者」において、「年額二万五千元」とする合理的根拠を見いだすことができません。(※区議は政務活動費を使用料の支払に充てることのできるため、実質的に無料で利用している実態があるとも言えます)

文京区のHPによると、一般区民が利用する際の使用料は、「入庫から出庫までの時間について、30分までごとに250円です。ただし、シビックセンター内の区の機関の事務所、文京都税事務所又は公益財団法人文京アカデミーに申請等のために入車した場合は最初の30分を無料で、30分を超えた時間について30分までごとに250円です」となっているほか、免除規定については「行政側の事務処理に時間がかかるなど使用料の免除が必要であると認めたときは、文京シビックセンター駐車場使用料免除基準の規定によりその分が無料となりますので、申請手続きの際に駐車券を提示してください」とあり、「シビックセンター内の区民施設（シビックホール、区民会議室など）やテナント（レストランなど）の利用並びに講演会や教室への参加などのための入庫については、減免の対象にはなりませんのでご注意ください」となっているなど厳しい運用規定となっています。また、障害者減額制度については、「身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方が乗車している場合は、使用料の5割を減額します」となっています。

そこで貴議会に対し、以下の請願を致します。

## 請願事項

- 1 文京シビックセンター駐車場条例施行規則第六条第一項第一号の削除（同規定の廃止）を検討するよう区長に要請してください。
- 2 上記第六条第一項第一号の削除（同規定の廃止）だけの改正が困難であれば、「区内公共的団体の代表の職にある者」に「区議会議員の職にある者」を加え、「区議会議員の職にある者」が一般区民よりも低額で定額／定期利用する場合には「区長が認めた者」という条件を付し、その上で第六条第一項第一号の削除（同規定の廃止）を検討するよう区長に要請してください。

(\*1) 文京シビックセンター駐車場条例施行規則  
(使用料の額)

第六条 条例第五条第四項の規定による使用料の額は、次の各号に掲げる額とする。

- 一 区議会議員の職にある者 年額二万五千元
- 二 区内公共的団体の代表の職にある者であつて区長が認めた者 年額三万円

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和元年6月5日 第5号
件 名	建築紛争の予防と調整に関する請願
請 願 者	文京区小石川二丁目20番10号 中山代志子 外8名
紹介議員	宮崎こうき 海津敦子 萬立幹夫
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

文京区の中高層建築物に関する紛争予防条例に基づくあっせん・調停においては、すでに事業者は計画を確定しており、地元区民の要望を検討したとしても受け入れる余地がなく、紛争に発展したり、一部住民や自治体が事業者と非公開を前提に不透明な取引をすることにより地域コミュニティ内での“不協和音”を誘発したりするケースが少なくありません。結果として、関係者の誰もが不利益を被る事態となり、魅力溢れるまちづくりが困難になるばかりか、区全体の発展にも悪影響を及ぼすと懸念せざるを得ません。

文京区がうたう「協働・協治」の精神に則って、地元地域の事情や特性に配慮、合致したまちづくりを円滑に進めるためには、現在の文京区の条例・要綱で必ずしも完璧かつ完全であるとは言い切れないと思います。全国各地の自治体の成功事例も増え、文京区の担当部課においてもそれらを詳細に調査・研究してきていることと思いますので、これらの長短を考慮しつつ、文京区にふさわしく、かつ文京区に住むことを誇りに思えるような制度や仕組みづくりに向けて改善の余地があるかどうか調査・研究し、必要性に応じて改善の検討をすることは極めて重要と考えます。

そこで、下記のとおり、お願いいたします。

## 請願事項

- 1 「協働・協治」の精神に則り、文京区をだれもが住みたくなる調和のとれたまちにするために、よりよいまちづくりのための新しい制度や仕組みのあり方を話し合える何らかの場を設けることを、全国の他の自治体の先行事例との比較調査・研究を踏まえ、検討するよう文京区長に要請してください。

よりよいまちづくりのための新しい制度や仕組みについては、より具体的には以下のものが考えられます。

- ① 一定規模以上（具体的な規模の調査・研究、検討対象とする）の土地を売却する際には、区への届け出により、土地利用の大枠を土地売却主と区が事前に調整することで、文京区の実情や発展にそぐわない開発を強引に進めるような事業者に売却されないようにする仕組み
- ② 一定規模以上（同）の土地を取得した際には、区への届け出により、土地利用の大枠を土地取得事業者と区が事前に調整することで、文京区の実情や発展にそぐわない開発構想を立案することがないようにする仕組み
- ③ 一定規模以上（同）の土地を取得した際には、区への届け出により、土地利用構想が固まった段階で、文京区基本構想や文京区都市マスタープラン、「文の京」住宅マスタープラン等との整合性が取れているかどうか、開発事業者と区が事前に調整する仕組み
- ④ 開発事業及び建築計画（延べ面積1万平方メートル以上の計画を含めるかどうかも含め調査・研究、検討対象とする）について、専門家を交えつつ、区と区民と事業者が事前に調整する場を設ける制度や仕組み（保育所等の公共施設の設置を阻害しないもの）
- ⑤ 上記①～④に関連し、事前に調整する場を設ける制度や仕組みにおいて、議事録公開といった透明性のある手続き
- ⑥ 上記④と⑤に関連し、事前に調整する場を設ける制度や仕組みにおいて、自治体を事務局とすること

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年6月5日 第6号
件 名	ワンルームマンション条例の見直しに関する請願
請 願 者	文京区小石川二丁目20番10号 中山代志子 外8名
紹介議員	宮崎 こうき 海津 敦子 萬立 幹夫
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

文京区には、ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例・同条例施行規則がありますが、地域によっては、事業者の開発計画が同条例に基づいたものであっても、文京区基本構想や文京区都市マスタープラン、「文の京」住宅マスタープラン等の方針や方向性と矛盾や齟齬を来すケースが出ています。例えば、小日向2丁目のワンルームマンション建設計画地は、都市マスタープラン上、低層住宅市街地に位置付けられ、「戸建住宅を中心とする閑静で良好な住宅地が形成されている地区」であるとともに、「宅地内の緑の保全と育成、オープンスペースの緑化などにより、現在の良好な住環境を保全します」と明記し、「良好な住環境の保全」を目指し、「今後もこの良好な住環境を保全することが必要」としたうえで、「閑静で良好な低層住宅市街地が広がり、教育の森公園や護国寺などまとまった緑が市街地に潤いを与えているまち」を将来の姿として描いています。つまり、実際問題として、文京区のワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例並びに中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例に則ったものであるとしても、「マスタープラン」におけるまちづくりの方針や方向性に沿うものであると必ずしもいえないと思われるケースが出てきているのです。

現在の文京区ワンルームマンション条例は都市マスタープランと整合性が取れない面もあると言わざるを得ず、特に区内の「第一種低層住宅専用地域」の住環境を守る観点からは条例の規定内容が必ずしも十分であるとはいえないと思います。そこで、「ワンルームマンション条例」を見直すよう区に働きかけて頂きたく、下記のとおりお願いいたします。

## 請願事項

- 1 文京区基本構想や文京区都市マスタープラン、「文の京」住宅マスタープラン等と、文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例において、相互に合理的な矛盾を差し挟む余地がない整合性の取れた内容になっているかどうか、条例の内容をひとつひとつ再確認し、必要に応じて見直しを検討するよう文京区長に要請してください。
- 2 第一種低層住居専用地域においては、現行の文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例における規制を強化すべく見直しを検討するよう文京区長に要請してください。特に第一種低層住居専用地域においては、ア) 階数が3をこえるワンルームマンションは建設できない、イ) ファミリー世帯層向けの戸数の比率を現状より増やす——などの見直しを検討するよう文京区長に要請してください。
- 3 文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例において、建築主と隣接関係住民・周辺関係住民があらかじめ事業計画について事前に協議できるように見直すことを検討するよう文京区長に要請してください。
- 4 文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例において、建築主に対しては土地取得後、構想を固めた段階で説明会の開催等をすべく見直しを検討するよう文京区長に要請してください。
- 5 区と建築主との「事前協議」においては、事業計画だけでなく、工事計画も含め、工事車両の通行についても綿密に協議する内容に見直しを検討するよう文京区長に要請してください。

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年6月5日 第7号
件名	「みどりの保護条例」「緑の基本計画」の抜本的 見直しについての請願
請願者	文京区小石川二丁目20番10号 中山代志子 外8名
紹介議員	宮崎 こうき 海津 敦子 萬立 幹夫
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

文京区は、自然やみどり豊かで閑静な住宅地の多いことが、区の価値とブランド力を高める源泉のひとつとなっていますが、最近は全体的な傾向としてみどりが減少しているといわざるを得ません。文京区では、公園等の施設緑地だけでなく、公共施設や民有地を含めた総合的なみどりの保全と創出を行うと同時に、各々のみどりのあり方を示す「文京区緑の基本計画」（平成 11 年 3 月）を策定し、緑地の保全と緑化の目標を定めるとともに、それを実現するために取り組む六つの方針と施策を展開する一方、「文京区みどりの保護条例」に基づき、一定規模以上の建築計画等を行う建築主に対し、緑化する面積の基準と植栽する樹木本数の基準を満たす「緑化計画書」の提出を求めています。しかし、区内のみどりの減少に歯止めがかかっていないという思いは、文京区民に共通の認識であると思います。

また、文京区が東京都の都心部に位置する「文教の府」であり、「文の京」であることから、「文京区みどりの保護条例」と「文京区緑の基本計画」は、東京都が定める「東京における自然の保護と回復に関する条例」（略称「東京都自然保護条例」）に沿い、かつ資する内容であることが求められていると考えます。実際、東京都内の区市では、「東京都自然保護条例」よりも厳しい内容の条例等を定め、みどりの保護に取り組んでいる先行事例もあります。

そこで、下記のとおり、お願いいたします。

## 請願事項

- 1 文京区の「文京区みどりの保護条例」においても、「接道部の緑化」に関する（単なるガイドラインではない）規定を設けることの是非を調査・研究し、必要性が認められれば盛り込むよう文京区長に要請してください。※接道部とは、敷地のうち道路（公道、私道の別を問わず、通常一般の通行に供される道、通路等）に接する部分をいいます。
- 2 東京都のホームページによれば、文京区は現状、緑化計画書の届出手続を一元化している 13 区 1 市に含まれていません。そこで文京区においても必要な条例・要綱等を整えた上で、東京都の「自然保護条例」第 14 条に基づく、「緑化計画書」の届出手続を一元化するよう文京区長に要請してください。
- 3 上記 2 と関連しますが、「緑化計画書」の届出義務を「文京区みどりの保護条例」内において規定するとともに、都市緑地法に基づく委任条例として定める基準を満たした緑化計画が提出されなければ建築確認が下りないような制度にするよう文京区長に要請してください。
- 4 23 区では、世田谷区が敷地面積 150 m<sup>2</sup>以上の建築物の新築又は増築を行う場合について区独自の「緑化基準」を定め、届出を義務付ける一方、敷地面積 150 m<sup>2</sup>未満についても独自の「緑化の誘導基準」を定めています。こうした先行事例を調査・研究した上で、文京区においてその必要性が認められれば、敷地面積が小さい土地の建築物についても「緑化計画書」の届出義務を課する仕組みにするよう文京区長に要請してください。



## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年6月5日 第8号
件名	議員選出の監査委員の廃止に向けた検討を求める 請願
請願者	文京区小石川二丁目20番10号 中山代志子 外8名
紹介議員	沢田けいじ
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	議会運営委員会

## 請願理由

平成29年6月9日に公布された地方自治法等の一部を改正する法律により、監査制度については、監査委員による監査基準の設定、勧告制度の創設、監査専門委員の創設等、監査制度の充実強化に向けた見直しが実施され、議員のうちから選出する監査委員の選任の義務付けが緩和され、議員選出監査委員を選任するか、しないか、について各自治体の判断により選択できるようになりました。

文京区は、地方議員の任期4年の中で、月額報酬14万4900円の議員選出監査委員を、一年ずつのローテーションで、選任しているのが実情です。その結果、議員の身分を残したまま監査委員として執行機関の一員となる議員が4議員います。法改正により議員選出の監査委員を選任する義務付けが見直された今も、区長の行政運営を監視する立場にありながらも、文京区議会の約一割の議員が、執行機関の特別職に選任されています。そうした現状は、監査の独立性、中立性に疑問が生じてきます。

議員選出監査委員のメリットとしては監査を通して区政のコアな情報が議会に流れることも考えられます。しかしながら、監査で得た情報について監査委員には守秘義務が課せられていますので、議員選出の監査委員が個人として得た情報を、議会の監視機能を強化することに活かすのは制度上困難です。

さらに、議員選出監査委員を経験することによって、議員として資質、見識を向上させることがあるかもしれませんが、議員選出監査委員に選出されるかどうかで議員の質が左右されるものであってはならないですし、そうした副次的なことを期待することよりも、監査の専門性、独立性が重要です。

監査委員と議会の監視機能における役割分担を考えた場合、監査委員は、弁護士や公認会計士等のより専門性の高い識見を有する監査委員に委ね、専門性や独立性を発揮した監査を実施され、監査機能の充実強化がより図られることを願っています。また、議員一人ひとりが、さらに議会としての監視に集中し、議会の機能強化を図るべきであるためにも、議員選出監査委員を廃止することが区民の利益に通じるものと考えます。以下の通り請願いたします。

## 請願事項

- 1 議員選出監査委員の廃止に向け、検討することを区長に要望してください。

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年6月5日 第9号
件名	議員選出監査委員の廃止を巡るメリット・デメリットについて区民への情報提供と情報共有を求める 請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 文京区において真の「協働・協治」を実現する会 代表 屋和田珠里
紹介議員	沢田けいじ
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	議会運営委員会

## 請願理由

地方公共団体における監査制度の充実強化を目指した地方自治法等の一部改正（平成 29 年 6 月 9 日公布／平成 30 年 4 月 1 日施行）により、議会選出監査委員（以下、「議選監査委員」といいます。）を選出しなくてもいいようになりました（\*1）。

改正に先立つ総務省の「地方公共団体の監査制度に関する研究会報告書（概要）」（平成 25 年 3 月）によれば、監査委員の専門性及び独立性について、「監査委員の専門性及び独立性を高めることが必要」「議員から選任される監査委員は地方公共団体の内部の者であり、専門性及び独立性が不十分」との意見が出されています。

議選監査委員を巡る問題点としてはかねて、「中立性の困難さ」「専門性の欠如」「議員活動との両立の難しさ」「執行機関の中に議員が入るというガバナンス上の原理的な問題」（\*2）等が指摘されてきたところでもあります。

また、議選監査委員が監査委員として知り得た情報を基に、議員活動報告や一般質問の中で取り上げることほどの程度許されるかという問題も長年、議論になってきたところです。

監査制度の充実強化はそれだけに留まるものではなく、地方公共団体の内部統制の充実強化につながるものであり、議選監査委員に代わり専門的な高い識見を持つ外部委員とすることは文京区の内部統制強化に寄与すると考えます。そこで貴議会に対し、以下の請願を致します。

## 請願事項

- 1 貴議会が考える、議員の中から監査委員を選出することのメリット／デメリットを貴議会ホームページに記載してください。
- 2 貴議会として、議選監査委員の廃止について区民が傍聴できる場で検討し、その結果を区長に報告してください。
- 3 議選監査委員の廃止をすると、議会の機能低下の懸念があるようであれば、機能低下を補うための制度保障も併せて調査・研究を区民が傍聴できる場で行い、併せてその過程、結果を貴議会ホームページで報告してください。

(\*1) 地方自治法第 196 条第 1 項・・・監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

(\*2) 議選監査委員制度の根源的な問題点として、議事機関の構成員でありながら、執行機関の特別職になるという制度設計は好ましくないとして「二元代表制の理念に反する」という意見がある。